

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	2	担当課	産業政策課
			法第35条	不利益処分の種類	指定定期検査機関への役員等の解任命令	
(解任命令) 法第35条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関の役員又は第28条第2号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期検査機関に対し、その役員又は同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。						
指定の基準 法第28条 都道府県知事または特定市町村の長は、指定定期検査機関の指定の申請が下記の各号に該当していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。 一 経済産業省令で定める器具、機械または装置(各種指定機関の指定等に関する省令(以下、この節では単に「省令」という)第2条第1項に基づく別表第1)を用いて定期検査を行うものであること 二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数(省令第2条第2項に基づく別表第1)以上であること 三 民法第34条(公益法人の設立)の規定により設立された公益法人であって、その役員または社員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること 四 検査業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって定期検査が不公平になるおそれがないものであること 五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経済的基盤を有するものであること 六 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと						